

議案第七十五号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十一条第一項第一号中「十七万五千六百円」を「十七万五千円」に改める。

第十二条第三項第一号及び第二号中「一万五千七百円」を「一万四千七百円」に改める。

第十四条の見出しを「（地域手当）」に改め、同条第一項中「当分の間、調整手当」を

「地域手当」に改め、同条第二項及び第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十六条第一項第一号及び第二号並びに第二十九条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第三十条第二項中「百分の四十、」を「百分の四十二・五、」に、「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に改め、同項ただし書中「百分の八十」を「百分の八十二・五」に改め、同条第三項中「百分の四十」を「百分の四十二・五」に、「百分の二十」を

「百分の二十二・五」に、「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の二十五」を「百分の二十七・五」に、「百分の八十」を「百分の八十二・五」に、「百分の四十、」を「百分の四十二・五、」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第5条関係）

行政職給料表

イ 行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	149,500	162,300	204,800	-	234,400	-	301,600	-	414,000
	2	-	155,400	169,200	213,200	-	243,100	-	311,700	-	428,400
	3	-	161,400	177,400	221,600	233,200	251,800	271,900	322,100	-	443,600
	4	139,700	168,200	185,600	230,200	241,900	260,600	281,100	332,600	358,200	459,200
	5	144,300	176,400	193,800	238,900	250,600	269,800	290,500	343,300	369,800	474,800
	6	148,900	184,700	202,100	247,600	259,300	279,100	300,100	354,200	381,400	490,900
	7	153,500	193,000	210,600	256,300	268,300	288,400	310,200	365,100	393,300	506,800
	8	159,100	201,100	219,200	265,200	277,500	297,900	320,300	376,000	405,500	522,700
	9	165,300	209,200	227,800	274,100	286,700	307,800	330,700	387,000	417,700	538,600
	10	173,000	217,300	236,600	283,100	296,100	317,700	341,500	398,600	430,100	553,100
	11	181,000	225,400	245,500	292,200	305,900	327,600	352,300	410,200	442,900	564,400
	12	189,100	233,500	254,400	301,100	315,700	337,500	363,100	422,200	455,800	573,700
	13	197,400	241,600	262,800	309,800	325,600	348,000	374,000	433,700	467,400	580,700
	14	205,600	249,400	271,100	318,300	335,400	358,000	384,900	444,900	477,300	587,400
	15	213,600	257,100	279,400	326,700	345,200	367,900	395,700	454,000	486,800	592,200
	16	221,600	264,100	287,700	334,900	354,800	377,800	406,000	462,200	493,700	596,600
	17	229,400	271,100	295,800	342,600	364,100	387,500	416,300	468,700	500,100	
	18	237,100	278,000	303,600	349,900	373,000	396,700	426,500	474,500	505,400	
	19	244,400	284,900	311,300	356,800	381,700	405,700	435,100	478,500	510,100	
	20	251,200	291,400	318,800	363,500	389,500	412,800	442,100	482,100	513,200	
	21	257,300	297,800	326,300	369,100	396,200	418,900	448,000	485,200	516,300	
	22	263,000	303,800	332,400	373,600	401,300	424,500	452,300	488,100	519,300	
	23	268,400	309,200	338,500	377,900	405,400	429,300	456,400	490,900	522,300	
	24	273,800	313,800	343,100	381,400	409,300	433,200	459,500	493,700	525,200	
	25	279,100	317,700	347,200	384,200	413,000	436,600	462,100	496,400	528,100	
	26	284,300	320,900	351,000	386,700	416,000	439,300	464,600		531,000	
	27	289,200	323,800	353,400	389,000	419,000	442,000	467,100			
	28	292,600	326,300	355,700	391,000	421,700	444,700	469,600			
	29	295,900	328,500	357,900	393,000	424,300	447,300	472,100			
	30	297,500	330,300	359,900	395,000	426,800	449,800	474,600			
	31	299,100	332,100	361,700		429,300	452,300	477,100			
	32		333,800	363,400		431,800	454,700				
	33					434,200	457,100				
	34					436,600	459,500				
	35					439,000	461,900				
36					441,300						
再任用 職員		156,900	186,600	218,100	252,600	292,000	311,500	328,400	365,900	401,600	-

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。
- 2 2級の6号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、179,200円とする。

□ 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員		円	円	円	円
	1	132,400	204,800	-	234,100
	2	134,900	213,200	-	242,800
	3	137,600	221,600	232,200	251,500
	4	140,300	230,200	240,900	260,300
	5	144,300	238,900	249,600	269,400
	6	148,600	247,700	258,400	278,600
	7	155,600	256,500	267,300	288,000
	8	162,600	265,200	276,200	297,500
	9	169,900	273,900	285,300	307,300
	10	177,800	282,600	294,400	317,200
	11	185,900	291,200	303,600	327,100
	12	194,000	299,800	312,800	337,000
	13	202,300	308,300	321,900	347,200
	14	210,800	316,800	330,800	357,200
	15	219,500	324,500	339,500	367,000
	16	228,200	331,700	347,800	376,600
	17	237,000	338,500	355,800	386,100
	18	245,800	344,600	363,400	394,900
	19	254,700	350,200	370,800	403,300
	20	263,100	355,600	377,600	409,900
	21	271,400	360,300	384,100	415,600
	22	279,700	364,900	389,300	420,800
	23	288,000	368,800	394,000	425,200
	24	296,100	372,400	398,300	428,900
	25	303,900	375,800	402,000	432,200
	26	311,700	378,900	405,200	434,900
	27	318,300	381,600	408,100	437,600
	28	324,000	384,000	410,500	440,200
	29	329,100	386,100	412,900	442,800
	30	333,400	388,100	415,200	445,300
	31	337,100	390,100	417,500	447,800
	32	340,300	392,000	419,800	450,200
	33	343,000	393,900	422,100	452,600
	34	345,600		424,300	454,900
	35	348,200		426,500	
	36	350,800		428,700	
	37	353,300		430,900	
	38	355,700		433,100	
	39	357,900		435,200	
	40	359,900		437,300	
	41	361,700		439,400	
42	363,400		441,500		
再任用 職員		211,500	227,800	253,100	285,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第二（第5条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員		円	円	円	円
	1	215,100	-	-	429,700
	2	225,000	-	-	441,700
	3	235,200	316,100	369,000	453,700
	4	247,000	332,200	385,900	465,500
	5	263,300	348,400	402,900	477,100
	6	279,900	364,900	415,200	488,700
	7	295,800	381,600	427,300	499,900
	8	311,200	398,100	439,100	510,600
	9	326,500	410,200	450,800	521,000
	10	341,600	421,700	462,500	531,100
	11	355,600	432,400	474,000	541,200
	12	368,900	442,700	485,500	551,200
	13	382,000	453,000	496,800	560,700
	14	391,000	463,100	507,000	570,200
	15	399,400	472,700	517,100	578,900
	16	406,500	481,500	527,000	586,000
	17	411,900	489,300	536,800	591,600
	18	416,600	494,500	544,900	596,400
	19	420,100	499,500	550,900	600,800
	20	423,500	503,700	556,100	604,100
	21	426,900	506,900	560,000	607,300
	22	429,900	509,400	563,700	610,500
	23	432,900	511,800	567,300	
	24	434,900	514,200	570,600	
	25	436,900	516,600	573,500	
	26		519,000	576,300	
	27		521,400	579,100	
	28		523,800	581,900	
29			584,700		
再任用 職員		307,300	369,100	424,800	-

備考 この表は、医師、歯科医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	152,400	165,300	206,200	-	234,400	-	301,600
	2	-	158,400	171,800	214,300	-	243,100	-	311,700
	3	-	164,400	179,500	222,500	233,300	251,800	271,900	322,100
	4	140,400	170,500	187,400	230,800	241,900	260,600	281,100	332,600
	5	145,300	178,100	195,500	239,200	250,600	269,800	290,500	343,300
	6	150,300	185,800	203,700	247,800	259,400	279,100	300,100	354,200
	7	155,300	193,800	211,900	256,500	268,400	288,400	310,200	365,100
	8	161,100	201,900	220,300	265,400	277,600	297,900	320,300	376,000
	9	167,400	210,200	228,700	274,300	286,800	307,800	330,700	387,000
	10	174,800	218,200	237,200	283,300	296,200	317,700	341,500	398,600
	11	182,300	226,200	245,800	292,400	305,900	327,600	352,300	410,200
	12	189,900	234,100	254,600	301,300	315,700	337,500	363,100	422,200
	13	198,000	242,000	263,000	310,000	325,600	348,000	374,000	433,700
	14	206,100	249,700	271,300	318,500	335,400	358,000	384,900	444,900
	15	214,000	257,200	279,600	326,700	345,200	367,900	395,700	454,000
	16	221,900	264,200	287,900	334,900	354,800	377,800	406,000	462,200
	17	229,800	271,200	296,000	342,600	364,100	387,500	416,300	468,700
	18	237,500	278,100	303,800	349,900	373,000	396,700	426,500	474,500
	19	244,800	285,000	311,500	356,800	381,700	405,700	435,100	478,500
	20	251,400	291,500	319,000	363,500	389,500	412,800	442,100	482,100
	21	257,500	297,900	326,300	369,100	396,200	418,900	448,000	485,200
	22	263,000	303,900	332,400	373,600	401,300	424,500	452,300	488,100
	23	268,500	309,200	338,500	377,900	405,400	429,300	456,400	490,900
	24	273,800	313,800	343,100	381,400	409,300	433,200	459,500	493,700
	25	279,100	317,700	347,300	384,200	413,000	436,600	462,100	496,400
	26	284,300	320,900	351,100	386,700	416,000	439,300	464,600	
	27	289,200	323,800	353,500	389,000	419,000	442,000	467,100	
	28	292,600	326,300	355,800	391,100	421,700	444,700	469,600	
	29	295,900	328,500	358,000	393,100	424,300	447,400	472,100	
	30	297,500	330,300	360,000		426,800	449,900	474,600	
	31	299,100	332,100	361,700		429,300	452,300	477,100	
	32		333,800			431,800	454,700		
	33					434,200	457,100		
	34					436,600			
35					439,000				
再任用 職員		157,600	188,100	221,200	254,600	291,500	310,700	330,400	365,900

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

八 医療職給料表（三）

職員 の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	158,300	171,700	208,200	-	-	-	301,600
	2	-	164,800	178,400	215,600	-	234,400	-	311,700
	3	146,300	171,300	185,100	223,000	-	243,100	-	322,100
	4	152,200	177,800	192,100	230,700	233,500	251,800	271,900	332,600
	5	158,100	184,300	199,200	239,200	242,200	260,600	281,100	343,300
	6	164,300	190,900	206,400	247,800	250,900	269,800	290,500	354,200
	7	170,500	197,900	213,700	256,500	259,600	279,100	300,100	365,100
	8	176,900	205,000	221,200	265,400	268,500	288,400	310,200	376,000
	9	183,300	212,100	228,700	274,300	277,600	297,900	320,300	387,000
	10	190,000	219,200	237,200	283,300	286,800	307,800	330,700	398,600
	11	196,800	226,600	245,900	292,300	296,200	317,700	341,500	410,200
	12	203,600	234,600	254,400	301,300	305,900	327,600	352,300	422,200
	13	210,400	242,400	262,800	309,900	315,700	337,500	363,100	433,700
	14	217,200	250,000	271,100	318,400	325,600	348,000	374,000	444,900
	15	224,500	257,200	279,400	326,700	335,400	358,000	384,900	454,000
	16	231,700	264,200	287,700	334,900	345,200	367,900	395,700	462,200
	17	238,700	271,100	295,800	342,600	354,800	377,800	406,000	468,700
	18	245,600	278,000	303,600	349,900	364,100	387,500	416,300	474,500
	19	251,800	284,900	311,300	356,800	373,000	396,700	426,500	478,500
	20	257,600	291,400	318,800	363,500	381,700	405,700	435,100	482,100
	21	263,100	297,800	326,300	369,100	389,500	412,800	442,100	485,200
	22	268,500	303,800	332,400	373,600	396,200	418,900	448,000	488,100
	23	273,900	309,200	338,500	377,900	401,300	424,500	452,300	490,900
	24	279,100	313,800	343,100	381,400	405,400	429,300	456,400	493,700
	25	284,300	317,700	347,300	384,200	409,300	433,200	459,500	496,400
	26	289,200	320,900	351,100	386,800	413,000	436,600	462,100	
	27	292,600	323,800	353,500	389,100	416,000	439,300	464,600	
	28	295,900	326,300	355,800	391,100	419,000	442,000	467,100	
	29	297,500	328,500	358,000	393,100	421,700	444,700	469,600	
	30	299,100	330,300	360,000		424,300	447,400	472,100	
	31		332,100	361,700		426,800	449,900	474,600	
	32		333,800			429,300	452,400	477,100	
	33					431,800	454,900		
	34					434,200	457,300		
	35					436,600			
36					439,000				
再任用 職員		164,000	194,000	224,700	255,900	291,700	310,700	330,400	365,900

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

附 則

1 この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項、第十四条、第二十六条第一項第一号及び第二号並びに第二十九条第四項の改正規定並びに附則第八項の規定は、同年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める。

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 平成十八年三月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の杉並区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二十九条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項及び第五項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）第四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定め

る職員にあつては、第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十七年四月一日（同月二日から平成十八年三月一日までの間に新たに職員となつた者（平成十七年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（改正後の条例第十六条の二第二項に規定する規則で定める額を除く。）の月額の合計額に百分の〇・九七を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・九七を乗じて得た額

三 平成十七年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・九七を乗じて得た額

5 平成十七年四月一日から平成十八年三月一日までの間において、他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になつた者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める者との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

6 改正後の条例第三十条第一項及び第二項の規定の適用については、平成十八年三月三十一日までの間、同条第一項中「六月一日」とあるのは、「三月一日、六月一日」と、同条第二項中「六月」とあるのは「三月に支給する場合には百分の五、六月」と、「百分の八十二・五」とあるのは「三月に支給する場合には百分の五、六月及び十二月に支給する場合には百分の八十二・五」とする。

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(提案理由)

職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（給料）</p> <p>第二条 給料は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項に規定する正規の勤務時間（第十九条第三項を除き、以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当を除いたものとする。</p>	<p>（給料）</p> <p>第二条 給料は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項に規定する正規の勤務時間（第十九条第三項を除き、以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当を除いたものとする。</p>

2 略

(初任給調整手当)

第十一条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から四十年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める期間を経過した日)から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの月額 十七万五千百円

2 略

(初任給調整手当)

第十一条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から四十年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める期間を経過した日)から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの月額 十七万五千六百円

- 二及び三
- 2及び3
- (扶養手当)
- 第十二条 略
- 2 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額とする。
- 一 前項第一号に掲げる者 一万四千七百円
- 二 前項第二号に掲げる子のうち一人(職員に配偶者のない場合に限る。) 一万四千七百円
- 三及び四 略
- 4 略
- (地域手当)
- 第十四条 職員には、地域手当を支給する。
- 2 地域手当の月額は、給料、給料の特別調

- 二及び三
- 2及び3
- (扶養手当)
- 第十二条 略
- 2 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額とする。
- 一 前項第一号に掲げる者 一万五千七百円
- 二 前項第二号に掲げる子のうち一人(職員に配偶者のない場合に限る。) 一万五千七百円
- 三及び四 略
- 4 略
- (調整手当)
- 第十四条 職員には、当分の間、調整手当を支給する。
- 2 調整手当の月額は、給料、給料の特別調

整額及び扶養手当の月額合計額の百分の十二の範囲内の額とする。

3 地域手当の支給額、支給方法その他地域手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(休職者等の給与)

第二十六条 休職者となつた職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができ。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が滿二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十
- 二 地方公務員法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中、これに給料、扶養

整額及び扶養手当の月額合計額の百分の十二の範囲内の額とする。

3 調整手当の支給額、支給方法その他調整手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(休職者等の給与)

第二十六条 休職者となつた職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができ。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が滿二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十
- 二 地方公務員法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中、これに給料、扶養

手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十に相当する額以内の額

三 略

2 及び 3 略

(期末手当)

第二十九条 略

2 及び 3 略

4 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する前二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額」とする。

手当、調整手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十に相当する額以内の額

三 略

2 及び 3 略

(期末手当)

第二十九条 略

2 及び 3 略

4 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する前二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは「給与月額に、給料月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額」とする。

一〇三 略

5 略

(勤勉手当)

第三十条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、六月に支給する場合には百分の四十二・五、十二月に支給する場合には百分の四十七・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条第一項の規定に基づき指定する職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の八十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の四十二・五」とあるのは「百分の二十二・五」と、「百分の四十七・五」とあるのは「百分の二十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるの

一〇三 略

5 略

(勤勉手当)

第三十条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、六月に支給する場合には百分の四十、十二月に支給する場合には百分の四十五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条第一項の規定に基づき指定する職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の八十を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の四十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の八十」とあるの

<p>は「六月に支給する場合には百分の四十二・五、十二月に支給する場合には百分の四十七・五」とする。</p> <p>4 6 略</p>	<p>新 条 例</p> <p>附則第八項による改正（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）</p> <p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第四条 派遣職員のうち、地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用されるものである派遣職員以外の者（以下第七条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められる</p>
<p>は「六月に支給する場合には百分の四十、十二月に支給する場合には百分の四十五」とする。</p> <p>4 6 略</p>	<p>旧 条 例</p> <p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第四条 派遣職員のうち、地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用されるものである派遣職員以外の者（以下第七条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められる</p>

ときは、特別区人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。

2
及び
3
略

ときは、特別区人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。

2
及び
3
略

給与改定の概要

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																			
給料表	行政職給料表(一) 行政職給料表(二) 医療職給料表(一) 医療職給料表(二) 医療職給料表(三) 別表第一及び別表第二																																			
諸手当	初任給調整手当 医師及び歯科医師に係る手当額(月額) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">現 行</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">175,600円</td> <td style="text-align: center;">175,100円</td> </tr> </tbody> </table> 最高限度額	現 行	改 正	175,600円	175,100円																															
	現 行	改 正																																		
	175,600円	175,100円																																		
	扶養手当 配偶者及び配偶者のない職員の扶養親族である子のうち1人の手当額(月額) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">現 行</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15,700円</td> <td style="text-align: center;">14,700円</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正	15,700円	14,700円																															
	現 行	改 正																																		
15,700円	14,700円																																			
調整手当 廃止 支給率12%																																				
地域手当 新設 支給率12%																																				
勤勉手当 職員の勤勉手当支給月数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">現 行</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">0.40</td> <td style="text-align: center;">0.425</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">0.45</td> <td style="text-align: center;">0.475</td> </tr> </tbody> </table> 第10条第1項に基づき指定する職員(管理職員) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">現 行</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> <td style="text-align: center;">0.825</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> <td style="text-align: center;">0.825</td> </tr> </tbody> </table> 期末手当と勤勉手当とを合計した支給月数は、4.40月分から4.45月分となる。 再任用職員の勤勉手当支給月数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">現 行</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">0.20</td> <td style="text-align: center;">0.225</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.275</td> </tr> </tbody> </table> 第10条第1項に基づき指定する再任用職員(管理職員) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">現 行</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">0.40</td> <td style="text-align: center;">0.425</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">0.45</td> <td style="text-align: center;">0.475</td> </tr> </tbody> </table>		現 行	改 正	6月期	0.40	0.425	12月期	0.45	0.475		現 行	改 正	6月期	0.80	0.825	12月期	0.80	0.825		現 行	改 正	6月期	0.20	0.225	12月期	0.25	0.275		現 行	改 正	6月期	0.40	0.425	12月期	0.45	0.475
	現 行	改 正																																		
6月期	0.40	0.425																																		
12月期	0.45	0.475																																		
	現 行	改 正																																		
6月期	0.80	0.825																																		
12月期	0.80	0.825																																		
	現 行	改 正																																		
6月期	0.20	0.225																																		
12月期	0.25	0.275																																		
	現 行	改 正																																		
6月期	0.40	0.425																																		
12月期	0.45	0.475																																		
実施の時期等	平成18年1月1日(調整手当の廃止及び地域手当の新設については、平成18年4月1日) 平成17年4月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成18年3月支給の期末手当の額について必要な調整措置を講ずる。また、17年度の特例として3月期に勤勉手当(0.05月分)を支給する。																																			